

検討委員会の今後の進め方

平成24年1月23日

総務省

情報流通行政局

情報通信作品振興課

1 これまでの検討経緯

情報通信審議会情報通信政策部会デジタル・コンテンツの流通の促進等に関する検討委員会（以下「デジコン委員会」という。）は、次の2件の諮問を受けている。

（1）「地上デジタル放送の利活用の在り方と普及に向けて行政が果たすべき役割」 （平成16年諮問第8号）

「デジタル・コンテンツ流通等の促進」について、3次にわたって答申を取りまとめ、答申に沿ってデジタル放送のコピー制御方式の改善、現行B-CAS方式と併存する新たなコンテンツ保護方式の導入が進められてきた。

また、関係者の検討状況についてフォローアップ※₁するほか、コピー制御方式について著作権保護技術の進展、視聴者の意識や行動の変化等に合せて適宜見直していくこと※₂、クリエイターへの対価の還元方策について補償金制度以外の側面から継続して検討すること※₃としている。

（2）「コンテンツ競争力の強化のための法制度の在り方」 （平成19年諮問第12号）

2次にわたって答申を取りまとめ、民間主導による試行錯誤と創意工夫によってコンテンツの取引の促進を図ることを基本的な姿勢とすること、コンテンツ製作力の再生・強化、権利処理の効率化体制の整備、新たなプラットフォームの開拓等の具体策を提言した。

さらに、収益性の高いビジネスモデルの在り方、将来の市場の展望などコンテンツ・ビジネスに関する総合的ビジョンと戦略について検討を進めること※₄としている。

2 今後の方針及び検討事項

これまでの検討の経緯及び最近のコンテンツ製作・流通に係る環境変化等を踏まえて、上記2件の諮問についてデジコン委員会における審議を活発化し、次の事項について検証等を行い、平成24年夏を目途に答申案を取りまとめることとする。

(1) デジタル放送のコピー制御方式、不正コンテンツの流通の現状等の検証

デジタル放送のコピー制御方式、不正コンテンツの流通の現状、これまでの官民の取組等について検証する。

(2) コンテンツ製作・流通の現状、コンテンツ競争力強化に向けた取組等の検証

ネット配信の進展やスマートフォンの普及などの最近のコンテンツ製作・流通の現状、コンテンツ競争力の強化に係る官民の取組等について検証する。

(3) 早急に取り組むべき課題及び今後の取組の方向性

上記の結果等を踏まえて、

① コンテンツ製作・流通の拡大に向けて早急に取り組むべき課題

② 今後の取組の方向性

について整理する。

3 検討スケジュール（案）

	議事(案)
第61回会合 【1/23(月)10:00～】	○ 今後の委員会の進め方、コンテンツ製作・流通の概況と総務省の取組 ○ 映像等のネット配信への取組 等
第62回会合 【2/14(火)10:00～】	○ 新コンテンツ保護方式に係るRMPセンターの新体制 ○ コンテンツの権利処理の効率化への取組 ○ コンテンツの海外展開への取組 ○ ラジオ放送のIPサイマル配信への取組 等
第63回会合 【3～4月頃】	○ デジタル放送のコピー制御方式等に関するユーザの意識調査 ○ コンテンツ不正流通の現状と対策 ○ 新しいメディアとコンテンツ製作 ○ スマートテレビへの取組 等
第64回会合 【5月頃】	○ ディスカッション① 課題の抽出と今後の取組の方向性 等
第65回会合 【6月頃】	○ ディスカッション② 答申案のとりまとめ 等
【7月頃】	○ 情報通信政策部会への報告

※議事の順番等については今後調整

(参考) 中間答申抜粋

※1 第6次中間答申(平成21年7月10日)抜粋

第4節 エンフォースメントに関する今後の改善の在り方

2 今後の進め方と目標

(3)関係者における取組及び目標時期について

(略)

そして、これまでの審議の過程で再三指摘されたとおり、地上デジタル放送におけるエンフォースメントの在り方は、国内のほぼすべての世帯の視聴者に影響を及ぼすものであり、上記に示したプロセス、その後の作業の進捗状況や、上記の諸課題の検討状況等についても、可能な限り視聴者に情報を開示しつつ、その理解と協力を得て、新方式の運用開始までの諸作業を進めていくことが不可欠である。

以上の観点から、当審議会としては、引き続きエンフォースメントに係る作業の進捗状況について状況把握に努め、必要に応じて直面する課題等について関係者に説明を求めていくものとする。あわせて、作業の進捗状況に応じて、その加速・推進のための方策や課題解決のための方策について、当審議会の構成員を含めた視聴者等関係者の意見を求める機会を十分に確保しつつ、適時、所要の審議を行っていくこととする。

(略)

※2 第5次中間答申(平成20年6月27日)抜粋

III 今後の進め方

第1章 デジタル放送におけるコピー制御ルールとその担保手段の在り方

第1節 デジタル放送におけるコピー制御のルール

(2)今後の進め方について

3)第四次中間答申におけるコピー制御方式の改善提案は、放送、通信のフル・デジタル化の重要なマイルストーンとなる2011年を控え、まずは一步を踏み出すための「暫定的なルール」として提言されたものである。こうしたルールについては、著作権保護技術の進展状況、視聴者の意識や行動の変化等にあわせて適時見直していく必要があるが、上記の検討状況のフォローアップについても、適宜こうした見直しに反映させていくこととする。

※3 第5次中間答申(平成20年6月27日)抜粋

第1章 デジタル放送におけるコピー制御ルールとその担保手段の在り方

第1節 デジタル放送におけるコピー制御のルール

III 今後の進め方 (2)今後の進め方について

2)「クリエイターに対する適正な対価の還元」は、既に第四次中間答申で確認された共通認識である。権利者の立場からは、その具体策の検討の必要性が指摘されているところであるが、上記にかんがみ、当審議会としては、「対価の還元」の具体策については、「補償金制度」以外の側面から、今後も継続して検討していくことが必要であると考える。

※4 第6次中間答申(平成21年7月10日)抜粋

第3節 提言～放送コンテンツの取引市場形成、拡大に向けて

2 当面の重点施策

(4)コンテンツビジネスの将来展望に関する検討推進

(取組の方向性)

我が国の個人やクリエイターの持つ創造性を活かした製作力の強化、IPTVや次世代デジタル・サイネージ等新たな流通プラットフォームの普及・展開の在り方、これらを活用した収益性の高いビジネスモデルの在り方と、将来の市場の展望など、コンテンツビジネスに関する総合的なビジョンと戦略について、幅広い関係者の参加を得て、検討を進める。